

〔2024.04 現在〕

〈（旧セディナ iD 用）iD 会員特約〉

第 1 部 一般条項

第 1 条（目的等）

1. 本特約は、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）が発行する『三井住友カード iD』と称する非接触式クレジット決済システム（以下「本決済システム」という）の内容および利用方法、並びに第 3 条第 1 項に定める iD 会員と当社との間の契約関係等について定めるものです。
2. 本特約は、第 3 条第 1 項に定める iD 会員の本決済システム利用について第 3 条第 1 項に定める iD 会員に適用されます。

第 2 条（定義）

「iD 媒体」とは、本決済システムを提供する媒体のことを指し、以下の種類があります。

- (1) 非接触 IC 技術を用いた機能を搭載した携帯機器
- (2) カード会員規約（以下、「会員規約」という）に基づき会員に発行するクレジットカード（第 5 条に定める決済用カードを指す）とは別の、本決済システムでの利用機能を備えたカード等（以下「専用カード」という）

第 3 条（iD 会員）

1. 当社が発行するクレジットカードのうち当社が指定するクレジットカードの個人会員（以下「会員」という）で、本特約および会員規約を承認のうえ、当社所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を iD 会員とします。
2. iD 会員には、使用する iD 媒体によって、それぞれ iD 会員（携帯型）および iD 会員（専用型）があります。
3. 当社は iD 会員（専用型）に対しては、専用カード（以下「本カード」という）を発行し、貸与します。

4. iD 会員（専用型）は、当社に届け出たクレジットカード（第 5 条に定める決済用カードを指す）の氏名に変更が生じた場合、同クレジットカードの氏名変更を申し出たうえで、本カードの再発行を申し出るものとします。ただし、当社が認める場合に限り、変更以前の本カードを継続して利用できるものとします。

5. 会員が家族会員の場合には、予め当社所定の方法による本決済システムの利用について責任を負う本人会員の同意を得たうえで、本決済システムの利用を申し込み、当社がこれを承認した場合に、当社は当該家族会員を iD 会員とするものとします。

6. 本人会員は、iD 会員である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。

この場合、iD 会員である家族会員は、当社が、当該家族会員による本決済システムの利用内容、利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本人会員に通知することを、予め承諾するものとします。

7. 本人会員は、iD 会員である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当社の損害（iD 会員番号、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

8. iD 媒体は、iD の商品性の改定等により、追加、廃止、変更されることがあります。iD 媒体が廃止または変更される場合、当社は、当該 iD 媒体を利用している iD 会員に対し、当社が適当と認める方法で告知するものとし、iD 会員が所定の期間内に異議を述べない限り、当社は他の iD 媒体を代わりに発行するものとし、当該 iD 会員は代替りの iD 媒体の発行に同意したものとみなします。

#### 第 4 条（発行手数料）

iD 会員は、専用カード（以下「本カード」という）が発行された場合、当社所定の発行手数料を支払うものとします。尚、支払われた発行手数料は、理由の如何を問わず、返還しません。

#### 第 5 条（暗証番号）

1. 当社は、iD 会員が予め指定する決済用のクレジットカード（以下「決済用カード」という）の暗証番号を iD の暗証番号として登録します。

2. iD 会員は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iD の利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当社に責のある場合を除き、iD 会員は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第 6 条 (iD 媒体の利用)

iD 会員は、iD 媒体を当社所定の方法で使用することにより、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD 加盟店」という）での支払い手段とすることができます。

#### 第 7 条 (iD 媒体の管理)

1. iD 会員は、iD 媒体を善良なる管理者の注意をもって使用、保管、管理し、iD 会員本人以外の第三者に iD 媒体による本決済システムの利用をさせてはなりません。

2. iD 会員は、iD 媒体内に装備された IC チップおよびアプリケーション等につき、変造、偽造、複製、分解、解析等を行ってはなりません。

3. iD 会員が前 2 項に違反したことにより iD 会員本人以外の第三者が iD 媒体を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員本人の利用とみなします。

#### 第 8 条 (ご利用代金の支払い)

1. 本人会員は、本特約に基づく一切の債務を、会員規約に従い、iD 会員が予め指定する決済用カードの利用代金として、決済用カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。

2. 前項の支払いのうち iD 加盟店での利用に係る支払期日および支払金額等は、原則として 1 回払いに関する会員規約を準用します。ただし、決済用カードの会員規約もしくは会員規約に準ずる特約等に他の定めがある場合は、その支払方法に準じます。また、利用後

に当該利用代金の支払い方法を変更する場合は、会員規約の定めに基づき支払うものとします。

#### 第 9 条 (ご利用枠)

1. iD 会員は、決済用カードの利用可能枠の範囲内で、決済用カードの代わりに iD 媒体を第 6 条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当社は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利用条件を別途指定することができ、iD 会員はこれに従うものとします。
3. iD 会員は、当社が適当と認めた場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、決済用カードの利用可能枠を超えて、iD 媒体を本決済システムで利用できるものとします。その場合も、iD 会員は当然に支払の責を負うものとします。

#### 第 10 条 (紛失、盗難)

1. iD 会員は、iD 媒体または iD 会員情報 (第 21 条第 1 項で定める。以下同じ) が紛失、盗難、詐取、横領等(以下まとめて「紛失、盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金について全て支払いの責を負うものとします。
2. iD 会員は、iD 媒体または iD 会員情報が紛失、盗難にあった場合、直ちにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。

#### 第 11 条 (会員保障制度)

前条第 1 項の規定にかかわらず、当社は iD 会員が紛失、盗難により他人に iD 媒体または iD 会員情報を不正利用された場合、カード会員規約で定める会員保障制度の定めに従い、iD 会員が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。

#### 第 12 条 (有効期限)

1. 本カードおよび iD 会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当社が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法その他当社所定の方法により通知する年月の末日までとします。
2. 有効期限が満了する際に当社が引き続き iD 会員として認める場合には、新たに本カードを送付または通知します。この場合、iD 会員（携帯型）は改めて第 21 条に準じて会員登録を行うものとします。尚、本決済システムの利用状況によっては、iD 会員に事前に通知することなく、iD 会員を退会させることができるものとします。
3. iD 会員は有効期限経過後の本カードを直ちに裁断破棄するものとします。

#### 第 13 条（退会、会員資格の取消）

1. iD 会員が iD 会員を退会する場合は、当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. iD 会員が退会などにより決済用カードに関する会員としての資格を失った場合は、同時に iD 会員としての会員資格を失うものとします。
3. iD 会員は iD 会員としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに本カードを裁断破棄、または当社に返却するものとします。

#### 第 14 条（再発行）

当社は、本カードの紛失、盗難の場合には、iD 会員が当社所定の届けを提出し当社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、iD 会員は、当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

#### 第 15 条（利用停止措置）

当社は、iD 会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合または iD 媒体若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなく、iD 媒体による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD 会員は予めこれを承諾するものとします。

#### 第 16 条（本サービスの中止、一時停止）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、iD 会員に対する事前の通知なく、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いの中止または一時停止することができます。この場合、当社は、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いを中止または一時停止することにより、iD 会員に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

(1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける iD 媒体の取扱いが困難であると当社が判断した場合。

(2) その他、コンピュータシステムの保守他、当社がやむを得ない事情で本決済システムにおける iD 媒体取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

#### 第 17 条（規約の変更、承認）

1. 本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後に iD 媒体を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

2. 本特約の改定事項が軽微である場合は、当社ホームページでの公表をもって、通知に代えることがあります。

#### 第 18 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、カード会員規約を適用するものとします。

#### 第 2 部 iD 会員（携帯型）に関する特別条項

##### 第 19 条（iD 会員番号とアクセスコードの発行）

1. 当社は、iD 会員（携帯型）に対し、iD 会員番号およびアクセスコードを発行し、当社所定の方法により通知するものとします。

2. iD 会員（携帯型）は当社から通知された iD 会員番号およびアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用および管理するものとし、iD 会員（携帯型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。

3. iD 会員（携帯型）は、第 21 条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当社にその旨届け出るものとします。

4. 第三者が、アクセスコードおよび第 5 条に定める暗証番号(以下「指定暗証番号」という)を使用して第 21 条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

#### 第 20 条（ダウンロード用暗証番号）

当社は、iD 会員（携帯型）に対して当社所定の方法により、ダウンロード用暗証番号を通知します。ただし、当社が認める場合に限り、iD 会員（携帯型）が指定する任意の番号をダウンロード用暗証番号として登録する場合があります。

#### 第 21 条（会員情報登録）

1. 当社は、iD 会員（携帯型）に対しアクセスコードを通知することにより、iD 会員が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報(以下「iD 会員情報」という)を登録(以下「会員情報登録」という)することを承認します。尚、iD 会員（携帯型）は、当社が指定する所定の期間(以下「会員情報登録期間」という)内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当社に届け出のうえ当社の承認を得るものとします。

2. iD 会員（携帯型）は、当社が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要なアプリケーション等(以下「アプリケーション」という)を、当社所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコードおよびダウンロード用暗証番号を入力するなどの当社所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定手続きは省略できるものとします。

3. iD 会員（携帯型）は前項の手続きに先立ち、自己の責任および費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結およびその他本決済システムの利用に必要な準備を行うものとしします。

4. iD 会員（携帯型）が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当社は一切の責任を負わないものとしします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### 第 22 条（iD 会員情報の削除）

1. iD 会員（携帯型）は、前条第 2 項に定める手続きを行い会員情報登録が完了した携帯機器（以下「iD 携帯」という）につき機種変更もしくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせて iD 携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとしします。

2. iD 会員（携帯型）は iD 会員（携帯型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに iD 携帯に登録されている iD 会員情報を削除するものとしします。

3. 本条の措置を行わなかったことにより第三者が iD 携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

#### 第 23 条（アクセスコードの再発行）

1. 当社は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失もしくは盗難等、または iD 携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、iD 会員（携帯型）が iD 会員番号およびアクセスコードの再発行を希望し当社が適当と認めた場合には iD 会員番号およびアクセスコードを再発行します。

2. 前項の場合、iD 会員（携帯型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第 21 条に準じて会員登録を行うものとしします。



## 第 24 条（免責）

1. 当社は、iD 会員（携帯型）が iD 携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD 携帯の各種機能または iD 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、iD 会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当社に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当社は、本特約に別途定める場合を除き、iD 携帯および iD 携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因により iD 会員（携帯型）が iD 携帯を使用して本決済システムを利用することが出来ない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失による当社が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。